

奈良県告示第二百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として平成二十九年二月奈良県告示第四百五十六号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和八年九月八日

奈良県知事 山下 真

土砂災害警戒区域	区域の名称		東吉野村萩原（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	東吉野村平
	区域		次の平面図のとおり	次の平面図
土砂災害特別警戒区域	区域の名称		東吉野村萩原（〇〇一）急傾斜地崩壊特別警戒区域	東吉野村平
	区域		次の平面図のとおり	次の平面図
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項		次の平面図のとおり	次の平面図の
縦覧場所			奈良県宇陀土木事務所及び東吉野村役場地域振興課	奈良県宇陀

野（〇〇四 急傾斜地 崩壊警戒区 域	のとおり	野（〇〇四 急傾斜地 崩壊特別警 戒区域	のとおり	とおり	土木事務所 及び東吉野 村役場地域 振興課
-----------------------------	------	-------------------------------	------	-----	--------------------------------

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。